

第4節 母子・父子福祉

母子家庭、寡婦及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な相談援助を行っている。平成28年度受理した相談は、母子相談が5件、父子相談はなかった（表2）。

表1 母子・父子世帯数 平成24年8月1日現在

	全世帯数A	母子世帯B	父子世帯C	B/A(%)	C/A(%)
小松市	40,159	938	127	2.3	0.3
加賀市	28,939	860	79	3.0	0.3
能美市	17,036	338	65	2.0	0.4
川北町	1,807	32	2	1.8	0.1
合計	87,941	2,168	273	2.5	0.3
県計	460,595	10,972	1,750	2.4	0.4

表2 母子・父子家庭の相談件数 平成28年度（単位：件）

	生活一般	児童	生活援護	その他	合計
母子	0	0	5	0	5
父子	0	0	0	0	0
合計	0	0	5	0	5

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

第5節 民生児童委員等

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委託を受け、児童福祉法の規定により児童委員も兼任し、社会奉仕の精神をもって、個別援助と地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員については、身体障害者福祉法などに基づき県が委嘱配置していたが、平成24年度から市町へ移管された（表1）。

表1 民生児童委員、身体・知的障害者相談員数の状況 平成28年度（単位：件）

	民生児童委員	主任児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
川北町	15	2	1	1
管内計	15	2	1	1
小松市	216	34	7	4
加賀市	180	18	12	2
能美市	82	9	6	3
県計	1,802	204	124	50

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。